

各 位

令和5年8月8日  
公益社団法人 立体駐車場工業会

## 既認証装置の認証有効期間の延伸(2版から3版)申請について

### 1. 目 的

- (1) 本指針は、機械式駐車装置認証事務規程（以下「事務規程」という。）第11条ならびに機械式駐車装置認証実施要領（以下「実施要領」という。）第10条の規定に基づき、公益社団法人立体駐車場工業会（以下「工業会」という。）が機械式駐車装置に関する認証有効期間の延伸申請（以下「延伸」という。）の審査、認証を適正、公平かつ円滑に行うために必要な事項について定め、実施するものである。

### 2. 延伸の対象

- (1) 延伸の対象とする機械式駐車装置（以下「申請装置」という。）は、駐車場法施行令第15条に定める特殊の装置で、実施要領により「認証基準第2版」による「認証証明書」の交付を受けたもの（以下「既認証装置」という。）で、認証有効期限を迎えるにあたり、「認証基準第3版」（附則(2)適用の場合。以下同様とする。）に則して認証期間を延伸するものとする。
- (2) 申請装置には次に掲げる要件を満たしているものとする。
  - ① 申請装置は、既認証装置と対象自動車諸元、駆動装置及び分類において同一であり、かつ「認証基準第3版」の要求事項が適用されていること。
  - ② 他社の既認証装置を譲り受けて認証された装置は、譲渡元の装置が延伸を行い、「認証証明書」の交付を受けていること。

### 3. 延伸の方法

- (1) 申請は、延伸を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、「認証申請書」及び延伸に必要な書類を工業会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。
- (2) 申請者が延伸を申請する際に提出する必要な書類は次に掲げるものとする。
  - ① 認証申請書（事務規程 別記様式—1）
  - ② 既認証装置認証書の写し。
  - ③ 添付書類
    - ア. 申請機の概要（既認証装置との相違点を明確にする）
    - イ. 全体組立図、及び附表
    - ウ. 審査資料添付書類は「認証基準第3版」の規定要求事項に適合した内容であること。
- (3) 申請者は上記（2）項の書類のほか、「認証基準第3版」の要求する項目をすべて満足しているかを確認するための「認証基準（第3版）適合確認チェックリスト」を作成し、提出する。
- (4) (2) および（3）に掲げる書類が不足している場合、及び各書類の記載内容が不相当であると判断される場合には、工業会は申請書類の受理を拒むことができる。
- (5) 申請者による延伸の申請書類は、既認証装置の認証有効期限の遅くとも6か月前までに工業会へ提出するものとする。

#### 4. 延伸の審査方法

- (1) 審査は、本指針「3. (2), (3)」による申請図書により行うものとする。
- (2) 申請者は、会長から延伸の審査に必要な資料等の提出を求められたときは、応じるものとする。
- (3) 延伸に対する現物審査は、原則実施しない。

#### 5. 延伸の対象外とする審査ならび認証方法

- (1) 本指針の「2. 延伸の対象」に該当しない機械式駐車装置の認証手続きは、適用外として、「新規」扱いする。
- (2) 申請者の責に起因する事由により既認証装置の認証有効期限を経過したものは「新規」扱いとする。

#### 6. 延伸の認証

- (1) 延伸の認証は、実施要領による機械式駐車装置認証委員会にて行う。

#### 7. 「認証証明書」の交付

- (1) 会長は、申請装置の「認証証明書」を作成し、認証有効期間開始日の1か月前の同日までに申請者に対して交付する。
- (2) 申請装置の認証有効期限は、既認証装置の認証有効期限の日から5年後の同日までとする。
- (3) 本指針「2. (2) ②」に掲げる申請装置の認証有効期限は譲渡元の認証有効期限と同日とする。

#### 8. 認証結果の報告

- (1) 会長は、申請者に対して認証の決定を通知した場合には、その内容について、国土交通大臣に速やかに報告する。
- (2) 前項の報告は、「認証結果報告書（実施要領 別記様式—2）」により行う。

#### 9. 協議の場の設置

- (1) 本指針の条項にない延伸にかかる事項については、申請者と工業会の協議によるものとする。

#### 10. その他

- (1) その他、延伸にかかる諸手続きは、事務規程、実施要領の各条項によるものとする。

#### 附 則

- (1) この指針は、「認証基準第2版」による既認証装置で、「認証基準第3版」が適用される装置の有効期間の延伸申請を対象としたものである。  
なお、「認証基準第3版」附則3項適用の場合は、あらためて通知する。
- (2) この指針を改正・廃止した場合には、関係機関に報告するものとする。

以 上